

県有施設の外壁等劣化調査業務積算基準の運用

令和4年3月

山形県県土整備部建築住宅課営繕室

1. 目的

この運用は、県有施設の外壁等劣化調査業務積算基準（以下「基準」という。）及び県有施設の外壁等劣化調査業務積算要領（以下、「要領」という。）に定められた内容についての運用を図るもので、適切な業務委託料の積算に資することを目的とする。

2. 調査業務

○項目

（1）調査対象外装仕上げ材等

調査対象となる外壁等の外装仕上げ材等は、別添「平成20年告示第282号、別表2項（11）」の規定による。
なお、図面による確認のほか、必要に応じて現地確認を行い、調査対象を確定する。

また、モルタル等にはラスモルタルを含むこととし、図面上コンクリート打放しでも、モルタルの厚塗り補修が行われていることが現地確認等により確認できた範囲は、モルタル等として調査対象とする。

（2）調査対象棟

要領第2章1. 2. 2（3）成果品作成にかかる業務人・日数の算定ただし書の調査対象棟の取扱いは、原則として、敷地内の調査対象棟が物理的に接続している場合は同一棟として取り扱うものとする。

○端数処理

委託料を算定する際の端数処理については以下のとおりとする。

（1）直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等

一円未満を切捨てる。

（2）消費税相当額を除いた委託料

上記（1）による計算結果の合計金額について、一万円未満を切捨てる。

（3）契約変更における消費税相当額を除いた委託料

契約変更における消費税相当額を除いた委託料については、上記（2）によらず、千円未満を切捨てる。

$$\begin{array}{lcl} \text{契約変更における} & & \text{変更後の設計金額} \\ \text{委託料（税抜き）} & = & \text{（税抜き）} \end{array} \times \frac{\text{当初の契約金額（税抜き）}}{\text{当初の設計金額（税抜き）}}$$

例：当初の設計金額 7,740,000 円（税抜き）

当初の契約金額 6,670,000 円（税抜き）

変更後の設計金額 8,930,000 円（税抜き）

$$\begin{aligned} \text{契約変更における委託料（税抜き）} &= 8,930,000 \times (6,670,000 / 7,740,000) \\ &\div 7,695,490.9 \rightarrow \underline{7,695,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

別添

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（抜粋）

（平成二十年三月十日）

（国土交通省告示第二百八十二号）

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表

		（い） 調査項目			（ろ） 調査方法	（は） 判定基準
二 建 築 物 の 外 部	（一）	地盤	・・・			
	中略					
	（十一）	外 壁	外 装 仕 上 げ 材 等	タイル、石 貼等（乾 式工法によ るものを除 く。）、モル タル等の劣 化及び損傷 の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。